

記入例

別記様式

入善町長 殿

基本的には、総務大臣が定める標準的な算出方法
(A-B)/A で算出した割合を記入してください。
※50%以上でない場合は記念品として登録できません。

株式会社〇〇〇

「〇〇〇セット (10個入り)」については、富山県入善町の区域内における工程により、当該記念品等の価値の 80 %が生じていることを証明します。上記については、以下の算出方法 (該当する算出方法に) により算出しています。

「入善町ふるさと納税記念品企画提案書」に記載していただいた記念品の販売価格 (梱包料及び消費税込み)

総務大臣が定める標準的な算出方法

※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

A : 当該地方団体による記念品等の調達費用

5,000 円

B : 当該記念品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

1,000 円

町外産の原材料・包装容器にかかる費用等
※詳しくは秘書政策室にお問い合わせください。

その他の算出方法

※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

また、当該記念品等の製造・加工地^{※1}は 富山県入善町 であり、一般販売価格は 5,000 円です^{※2}。

なお、当該記念品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。

- ・当該記念品等については、地場産品基準 (平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条) 第 8 号イ～ハの記念品等として提出先以外の都道府県又は市区町村が取り扱う場合を除き、本証明書の提出先以外の都道府県又は市区町村の第 3 号の記念品等として取り扱わないこと。
- ・当該記念品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要な説明や資料提供等を行うこと。

記載要領

※1 記念品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名 (例: 〇〇県〇〇市)、国外の場合は国名を記載すること。

※2 当該記念品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該記念品等が非売品である場合には、当該記念品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

※記入いただいた内容は、町ホームページで公表いたします。